

件名	生活保護基準の最大5%引下げの「見直し案」撤回を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区京島 墨田生活と健康を守る会 会長 C			
受理年月日	平成30年2月1日	受理番号	第3号	
<p>要旨</p> <p>生活保護基準の最大5%引下げの「見直し案」を撤回するよう、国に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>厚生労働省の社会・援護局は、2017年12月22日に生活保護制度の「見直し案」を示しました。2018年10月から3年をかけて、受給額を最大5%削減するとのことです。</p> <p>その内容は、1級地の1で(40代夫婦、中学生と小学生)夫婦と子2人世帯で5%の緩和措置を適用しても、現行基準で約18万5,000円が約17万6,000円と約9,000円の切下げとなります。また、高齢単身世帯(75歳)でも現行基準で約7万5,000円が約7万1,000円と約4,000円の切下げとなります。</p> <p>結果として「生活扶助費」で180億円減、「母子加算」で20億円減です。</p> <p>現行の生活保護基準も2013年から2015年の3年間をかけて最大10%の削減を強行され、厳しい生活を余儀なくされました。</p> <p>現在、2015年度に削減をされた(3年度目)内容について、厚生労働省に再審査請求の口頭意見陳述を行い、その裁定も出ていない中で、新たな減額案が示されることは道義的にも許されるものではありません。</p> <p>また、生活保護基準の引下げは、住民税の非課税限度額や就学援助など一般住民にも大きな影響を及ぼします。</p> <p>このように、「見直し案」は国民の生存権を著しく侵害し生活保護法の根幹を改悪するもので、憲法第25条の生きる権利の否定であり、断固として容認できません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				